

# ステップアップ 畜産！



西部農業事務所家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）  
〒370-0074 高崎市下小鳥町 233  
TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260

## ～記事～

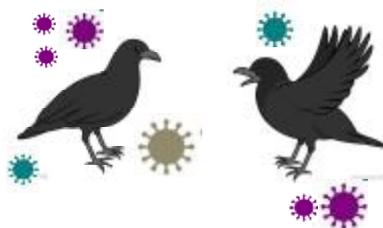
- ★国内における高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生状況
- ★今シーズンのHPAI 発生農場の特徴と発生予防対策
- ★「家きんの大臣指定地域」について
- ★農場の分割管理について検討してみましょう
- ★定期報告書の提出をお願いします！
- ★検査手数料等の支払方法が変わります
- ★堆肥の販売には届出が必要です

## ★国内における高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生状況

今シーズン、家きん農場での HPAI 発生は14道府県20事例、野鳥や環境試料（水）は14道県94事例確認されています（2月25日現在）。2月に入ってから千葉県と岩手県の農場で発生がみられるなど、依然として HPAI 発生リスクは高い状況です。

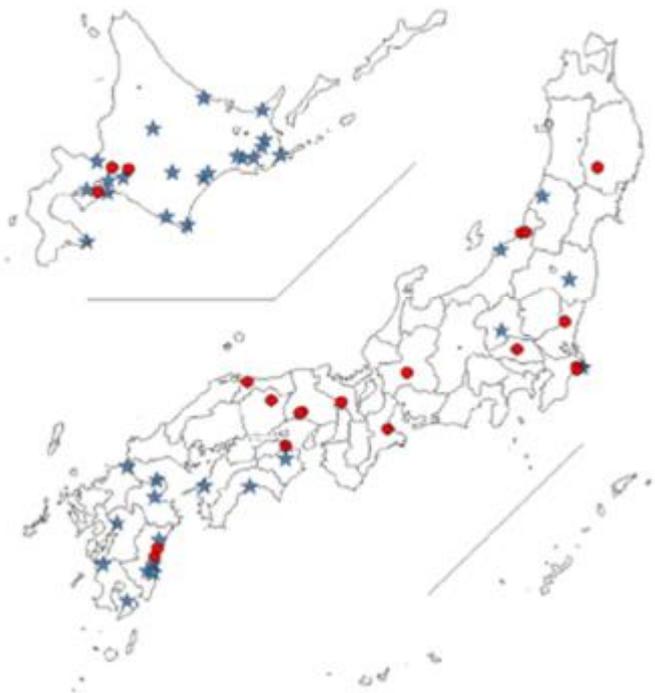
野鳥での感染も継続して確認されており、近年の傾向として、水きん類だけでなくカラスの感染事例が増加しています（今シーズン28事例）。カラスを中心とした野鳥の対策がHPAI 発生予防に重要です。

昨シーズンは6月まで野鳥での感染がみられたことから、引き続き警戒をお願いします。



### 令和7年シーズンの発生状況

● 家きん  
★ 野鳥・環境試料



（農林水産省 HP より）

## ★今シーズンのHPAI 発生農場の特徴と発生予防対策

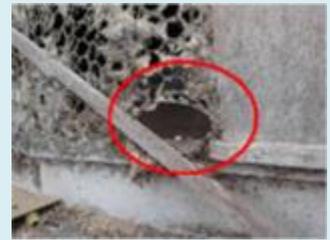
令和7年12月23日に「令和7年度鳥インフルエンザ防疫対策緊急全国会議」が開催されました。会議にて今シーズンの発生農場の特徴と、今後の発生予防対策が次のとおり示されましたので、対策の参考としてください。

### ◆今シーズンの発生農場で認められた特徴

- ✓過去に発生した農場での再発事例を確認
- ✓大規模農場での発生が多数
- ✓ウィンドウレス鶏舎での発生が多くみられた
- ✓発生農場周囲に渡り鳥が飛来する水場やカラスが集まる森 など

### ◆発生農場で認められた不備など

- ✓大腸菌症と判断し通報が遅れ、死亡羽数が増大
- ✓外来者の衣服・長靴交換、手指洗浄・消毒の不徹底
- ✓堆肥舎などで小鳥を確認、衛生管理区域内の樹木に野鳥の巣がある
- ✓鶏舎壁、防鳥用金網の破損 など



防鳥用金網の破損

### ◆発生予防対策

#### ①早期発見・早期通報

- ✓発見・通報の遅れはウイルス量の増大につながり、まん延のリスク
- ✓細心の注意をもって健康観察を行う
- ✓大腸菌症経験農場や誘導換羽中であっても、異状があれば早期通報

#### ②飼養衛生管理の徹底

- ✓飼養衛生管理の徹底は侵入リスク低減の基本、全項目を継続的に遵守
- ✓大規模農場で多く発生、一層の警戒感を持ち衛生管理を行う

#### ③野鳥対策

- ✓野鳥はウイルスを農場内に持ち込む主因の一つ、野鳥を誘引しないことが発生予防上重要
- ✓防鳥ネットの設置、死鳥・廃棄卵の適切な処理、樹木の除去・枝払い、餌こぼれの清掃やテグスの設置等が重要



なによりも早期通報が重要です！  
ちょっとでもあやしいと思ったら、即通報を！

## ★「家きんの大臣指定地域」について

「家きんの大臣指定地域」とは、令和8年1月1日から開始された新制度です。高病原性鳥インフルエンザ等が過去に複数発生しているなど、家畜伝染病のリスクが高いと思われる地域を農林水産大臣が指定するものです。

大臣指定地域に指定された場合、飼養衛生管理基準により次の追加措置が必要となります。

### 1 緊急消毒に備えた消毒等の備蓄

- 鳥インフルエンザ発生時にすぐに対応できるよう、消毒薬を備蓄
- 塵埃対策についても設置準備をしておく（例：入気口フィルターなど）

### 2 農場周辺でも野鳥対策

- 農場周辺の野鳥の生息状況の把握
- 農場内での野鳥誘因防止対策の実施（例：防鳥ネット設置など）
- 地域内で講ずるべき対策の検討（例：水場の水抜き・テグス設置など）

なお、西部管内で大臣指定地域に該当する農場はありません。

## ★農場の分割管理について検討してみましょう

「分割管理」とは、衛生管理区域、人、車両、物などの動線の見直しにより、農場を複数に分割して管理することです。飼養衛生管理基準の改正により、20万羽以上飼養している大規模農場は、分割管理の導入を検討することとなりました。

検討にあたっては、農場の配置図に分割管理を行う場合の境界線を書き込む、必要となる人員、資機材、設備等の想定を行うなど、具体的な検討内容を記録する必要があります。「分割管理」についてわからないことがありましたら、家畜保健衛生所までご相談ください。

## ★定期報告書の提出をお願いします！

家畜伝染病の発生予防やまん延防止対策を図るため、家畜を飼養する全ての所有者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を知事あてに報告することが義務付けられています。

提出期限は令和8年2月27日でしたが、未提出の方は提出をお願いします。  
また、報告内容の確認等を随時行っていますので、ご協力をお願いします。

## ★検査手数料等の支払方法が変わります

現在、検査手数料等の支払いに利用されている群馬県収入証紙は、令和9年9月末で販売が終了し、令和10年3月末で使用ができなくなります。

家畜保健衛生所の検査手数料等は、種類によって現金による支払ができないものもあるため、群馬県収入証紙の廃止に伴い、モバイル端末によるキャッシュレス決済等の導入が検討されています。

今後、支払方法が決定しましたらお知らせしますので、クレジットカードや電子マネー等のキャッシュレス決済への対応をお願いします。

**販売終了**  
令和9年9月末日(予定)

**使用期限**  
令和10年3月末日(予定)

未使用証紙の**買戻し**は、  
販売終了後、数年間

## ★堆肥の販売には届出が必要です

これから暖かくなり、耕作の準備が始まると、堆肥の需要が増加します。生産した堆肥を他者に販売する場合は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、「特殊肥料生産業者届出書」（第 22 条）及び「肥料販売業務開始届出書」（第 23 条）を県知事に届け出る必要があります。詳しくは群馬県農政課ホームページの「特殊肥料の生産について」及び「肥料の販売について」をご覧ください。

また、堆肥を散布する際は、強風の日を避け、風向きにも注意していただくとともに、散布後は速やかに耕耘をお願いします。

西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233  
TEL 027-362-2261 (緊急時 24 時間対応) FAX 027-362-2260

★ 畜産を廃業された方に送付された場合は、お手数ですがご連絡ください。